

櫛ヶ浜住民の徳山藩に対する感情

会 員 竹 島 美 雅

はじめに

藩政時代櫛ヶ浜の住民は、万役山事件による徳山藩の改易をみてか、本藩領民であることを傘にきて、徳山藩に対して不遜な気持ちを持っていたとする研究者の講演を聞いたことがある。それは主として、「徳山御蔵本日記」記載の「宮市ご鯛網福川・櫛ヶ浜喧嘩」の記録からの判断であると聞いた。

幸いに、櫛ヶ浜の村井家文書の中に地下の記録とも言うべき数冊の手記がある。主として二代目喜右衛門の手記の中から、表題に関する事柄を選び出し、考察を加えてみたい。文書の信頼性を確認するために、手記の筆者について紹介しておく。

村井喜右衛門（二代目）正豊

初代喜右衛門（寛政十一年長崎港に於てオランダ沈船を引き揚げた人・永世名字帯刀。参照「目でみる徳山の

歴史」・「ふるさと櫛浜」）の長男・第三代三丘徳修館長（弘化四年―安政三年）来山村井嘉右衛門・喜内の父（天明七年正月―天保十四年八月）文化十四年宍戸家家来となる。

家業は、初代喜右衛門の弟で共同事業者であった亀次郎に任せ、本人は学問に励み武家への道を選んだとおもわれる。

江戸・京・大坂・萩・長崎等に遊び、それぞれ道中記を残す。江戸では多くの学者を尋ねたことが記されており、後に、息子の喜内が三年間（天保七年―九年）留学することになった東条一堂はその内の一人である。喜内を同道して京・大坂に遊学の際には、賀茂季鷹等の書画家を訪ね、数十点の短冊・扇面等を購入し、地元の人々は勿論、三丘・萩等の人士への土産としている。中には朝倉南陵の名もみえる。又、萩出向の際は、南陵・震山

大國朝辭御征討御花船作る事あり
 大木大嶋の森近ク常サ製する事あり
 其神作る事御本中切れ候事あり
 手考を公出出出御本
 浦作不世作山と云おの海土
 ナ新地一と記御下
 因防義事神事此御本と
 様のものありとけつり様なり
 在大國河原遊藝御甲陣御事中有御本
 ありし事ありし事也夫の御又御本
 御本御本の事御本御本御本あり

村井喜右衛門 天保十二年三月写覚書原文の一部（縮小）

の書物を山縣慎平先生・瀧茂兵衛先生等への土産としている。喜内は九年間萩明倫館で勉強しているからそれについての贈り物であろう。

喜内の手になると思われる「天保十四年四月一日於羽賀台、異賊防禦御手当習練御狩之式」に参加した宍戸勢約五百名の克明な記録がある。喜右衛門は伍頭、喜内は近習として参加している。

喜右衛門の紹介がいささか長すぎた嫌いもあるが、私がかれから引用する文書が決していい加減な人物のものでないことを示す為である。

一、太閤秀吉詠歌の弁才天献納額を

徳山へ召し上げられたということ

村井喜右衛門「天保十二年三月写覚書」より

「太閤朝鮮御征討御座船作事有時、大木、大嶋は家近く、常に薪木用ありて、黒神嶋にて材木を切る。修覆しける時、

秀吉公御直御製に

浦伝ふ此嶋山を立おかハ海士（か）

薪のしをき成へし

周防成黒神寫の柚木をハ

櫛のはまにてけつり捨けり

右太閤御旅館御本陣ハ、今中野屋舗となり。右二首ハ弁才天の額に献納成りしか、徳山御分地の已後徳山へ召上られるとなり」

(一) 太閤秀吉の詠歌について

付太閤秀吉と櫛ヶ浜の言い伝え

右の太閤秀吉の御詠歌について、櫛ヶ浜「風土注進案」

(天保十三年 一八四二)には、次の通り記載されている。

「太閤秀吉公朝鮮御征伐トメ九州名護屋え御出陣之御帰難風ニ而及破船、(中野)惣左衛門か宅ニ数日御滞留御船修覆被仰付候時、大嶋山ノ材木採用可被仰付と有之候所、

左御座候而は地下人迷惑仕候段申上候處、御尤ニ被思召

黒髮山ニ而採用相成御船成就御賞被成、宅地田畠御除被

仰付、加之御詠歌二首被下置数代持伝候處、先年当所出

火之節焼失仕候由、御詠歌

周防なる黒髮山の柚木[※]をハ

櫛ヶ浜にて削捨けり

浦伝ふ此しま山を立てをりハ

海士かとまやのしほ木なるへし

右只今も惣左衛門と名乗血脈相続仕候、近年殊之外零落仕、已前持伝之宅地田畠等売払、永苗字之儀も他家え譲

方仕候事」

尚、二つ歌の内「周防なる……」の方は、「地下上申」

(寛保元年 一七四二)の「櫛ヶ浜」の地名由来書の内にも

周防なるくろかミ山の柚木をハ

くしのはまにてけつりすてけり

と載っていることから、「注進案」より百年以上も前から

有ったことがわかる。

太閤秀吉が櫛ヶ浜と命名したという話も伝えられている。

「都濃郡史」(大正十三年)

「大工町は櫛ヶ浜の一小字なり往昔豊太閤征韓の時に當り徳山湾内の蛇島に寄泊し巨船を造営せんとしたるに偶々

前方遙に白砂の形状礫に似たる砂洲の横はるを望み名を
櫛ヶ浜と命し工人数十名を派し此の地に於て造營せしむ
これよりその地を大工町と云ふと相伝ふ」

太閤秀吉逗留の史実は兎も角として、櫛ヶ浜が、文祿役
の用船の造船基地の一つであったことは充分考えられる。

その際の造船用材である柚木の採用に当り、櫛ヶ浜浦・
小踏・大踏・奈切・大浦と続く大嶋には、大木は有るが、
これを切ると、常に薪木に使っている住民・漁民が迷惑す
るからとの住民側の申し入れが聞き届けられて、採用地が
黒髪山に変更されたという、その配慮を喜んで誰かが作っ
た歌を、秀吉御製の歌としたのであろう。

(※ 柚木ソマキー植林して木をきり出す山を柚、柚山
からきり出した材木)

(二) 弁才天献納額を徳山分地の已後

徳山へ召し上げられたということ

櫛ヶ浜は、元和七年の領地替の時、久米・末武等他の八
ヶ村とともに宗藩にかえされたが(寛永二年三丘六戸家知
行地)その際、徳山領栗屋村との境は、「弁才天の浜辺よ
り」(栗屋村地下上申)とされ、「当浦八山野無之…下草
刈場等も無之漁浦之儀…竹木類一向無御座、不残買立に仕
候事」(風土注進案)となった。

住民特に漁民にとって薪が無いことの不利は大変なもの
であつたろう。日常の生活用の燃料薪は勿論、煎海鼠・い
りこ等の煮立の燃料薪・船底のふじつほ落としての燃料に用
いるせんばという朶等々、更に、「しほ木」は塩木とも考
えられる。櫛ヶ浜には現在も塩田という地区があり、また
「地下上申」に記載されている次のことからそのことが
推測できる。「右櫛浜浦往古八立市有之、諸人集り申候処
二早晩の比敷、他所人申様二櫛浜の塩しほど(塩度)無之
由申候…」と言ったことから大喧嘩となり、それより市
は立たなくなつたとあるが、「櫛浜の塩」ということは、
櫛浜産の塩ということである。

兎も角、目の前に大きな山がありながら、自由にとれな
くなつた住民の不満の大きさは想像に難くない。

それに加えて、更に住民の不満を大きくしたのは、漁民・
船乗等が守り神として祭ってきた弁才天が、徳山領に取り
込まれたことである。そのことが、「徳山へ召し上げられ
た」という表現になつたと思われる(弁才天は栗屋村小踏
弁天山の弁才天)。

このことは、櫛ヶ浜浦の者が祭事を行つてきた弁才天の
社が絶破したとき、櫛ヶ浜の者が再建しようとして材料の
切組を完了し、組立の段階になつたとき、徳山第三代元次

公から櫛ヶ浜側の再建を差し止められ、やむ無く若宮弁才天を建立したという「地下上申」の次の記載と符合する。

「一弁才天若宮社々ケ所 磯端ニ有

右弁才天社徳山御領大島山と申山之内弁才天之社御座候、往古より櫛浜浦ニ祭事仕候、就夫社領三斗御除御座候、

彼社就絶破、櫛浜より再建立仕筈ニて堂切組相成候処ニ、

飛驒守様御神功ニ付徳山より御建立可被成と之儀ニて御

支リニ付櫛浜へ勸請仕、右之堂櫛浜へ建、夫より若宮と申伝候事」

喜右衛門が、表題のことを覚書に記録した年と櫛ヶ浜の「風土注進案」が書かれた年は、ほぼ同年である。「注進案」に父親喜右衛門のオランダ船引き揚げの詳細な記録が載っていることから、喜右衛門が「注進案」の作成に係わっていたことは間違いないであろう。「注進案」への記載は遠慮してこの櫛ヶ浜の伝承を自分の覚書に書き止めて置いたものであろう。

(三) 徳山家中河野通布「増補周防記」の記録

前述は櫛ヶ浜側の記録に基づくものであるが、喜右衛門の覚書より約三〇年前の文化十年に徳山家中河野通布によって著された「増補周防記」の次の記録はより具体的である。

「周防なる黒髪山の柚木をば

櫛の浜にてけつり捨けり（つくせよ・添書あり）
秀吉

浦伝ふ此嶋山を立おかば

海士かたま屋のしをき成へし 秀吉

此二首は大関秀吉公三韓退治の時周防の沖にて難風強く御船櫛ヶ浜へ漂泊せし時、御座船修復被仰付とて、大嶋にて柚木を切べしとの御事成しが、今の中野惣左右衛門先祖の家御本陣故申上げるハ、大嶋の木ハ此浦の者共船の修復年中の薪に仕ければ、此度多くの柚木お切らせ候へハ、浦人以来の間と成申事に御座候、願くハあれに見え候黒神山と申す嶋ニハ柚木多く御座候、是を以御船作事被仰付候へかしと願ひしかハ、其通ニ被仰付候時右二首御詠歌あり。

中野先祖弁才天の神前へ奉納せしに、大嶋一山徳山御領と成候時徳山へ御取上候由……以下略」

二、徳山漁民との争いの記録

喜右衛門覚書（前掲）に次の二件が書かれている。

(1) 寛政四年 櫛ヶ浜下松網方大諍大島沖

(2) 文化十年五月六日・十三日・十八日

宮市ご鯛網福川・櫛ヶ浜大喧嘩

福川より守り状取り帰る

宮市ご（大津島の水尻岬の南方十里ばかりの沖合にあり干潮のときは長さ一丁、幅十間ほどに見える岩山：「市史」）の鯛網について、安政二年、当時徳修館館長であった来山村井正純は、その「八王子神社記」の内に次の如く記している。

「夏初仲、漁者與福川漁者、更日、鯉魚於宮市瀆、即紅鱗尺計、其價最高者也、交征利、而動相較、則隣疆之罾端（キンタン争いの始り）、於是乎起矣、乃命有司調停之」

漁師の気の荒いのは何処も同じことである。櫛ヶ浜の漁船の中には「九州五島え参、いわし漁仕分も御座候（地下上申）」者もあつた位であるから、利益の最も大きかつた宮市ごの鯛網の争いでは、容易に引き下がらなかつたであらう。本藩領とは言いながら、宍戸家の知行地、しかも徳山領に挟まれた小さな浦町、侮られてなるものかの気概をもつて交渉に當つたのであらう。櫛ヶ浜の船乗には、初代喜右衛門率いる櫛ヶ浜船団の長崎港での活躍の誇りもあつたであらう。

遠石八幡宮の祭札の神輿を担ぐのは、昔から櫛ヶ浜の漁民である。その起源と理由は明らかでない。その体力・気力・団結力に一目置かれていた為であらう。

三、徳山藩「現銭預り札」

引き替え停止による迷惑

以下村井喜右衛門「覚聞書秘書天保二卯歳改」から抜きがき「預り札」引き替え停止による影響を考察してみる。

(一)「現銭預り札」引き替え停止

第(1)項 第(2)項

「天保三年六月十五日夕方 徳札 引替無之候故、地下何

第(3)項

れも迷惑いたし、末武・久米・櫛ヶ浜同進一同に宮洲

屋出る。

第(4)項

此時米四合五勺、銀壹匁二付式百文、萩百三十文位」

主として、「徳山市史」第四編第四章「財政と経済」の項を参考に若干の説明を加えたい。

第(1)項 徳山藩の藩札と「現銭預り札」

「延宝札」延宝五年に発行されたが、間もなく幕府の禁止令により通用停止。

「享保札」享保十六年二月通用開始されたが、正銀不足のため五年目の元文元年通用停止。

「預り札」文政二年「現銭預り」の名目で藩内限り通用の札銀を発行した。これは幕府の認可をうけた公式のものではなく、正貨を所有する者がそれを藩に預け、代わりに相当額の「預り札」を受け取って貨幣代わりに使用するという意味から「預り」と称した。藩は正貨の使用を禁止し

「預り札」をもって通用すべき費目等実施要領を定めて、「心得書」として藩内に公示した。御藏本に「現錢預座」を設けたが、表面は町人宮洲屋幸吉及び土井屋新藏を發行の責任者とした。天保十一年この制度の継続が経済的に不可能となり廃止された。その間二一年。

第(2)項 「預り札」の信用

「預り札」の發行量は急速に増加し、つれて贖札の出回りも多くなり、贖札対策のため引き替え日数と金額の制度を厳しくした。これが結果的に金融引き締めとなり、また、「預り札」の信用下落市場の混乱を招いた。

このことが、天保二年九月二日の夜市・福川の一揆の原因の一ともなった。一揆沈静後引き替え制限はさらに厳しくなり、民間の不満は解消されず、贖札の出回りも急激に増加した。「市史」にはその記載はないが、そのため翌三年六月には一時的に引き替えが停止されたのであろう。

第(3)項 「預り札」の通用

「預り札」は徳山領内に限り通用すべきものであったが、「享保札」の際の宗藩の布達で「当方の領内と入り交じり通用することは、公然とは認めがたいが、徳山にて正金銀への引き替えさえ滞りなく行われるならば、領民の判断で徳山札を使用しても差し支えない」とされていたから、

「預り札」についても、宗藩領である末武・久米・櫛ヶ浜でその使用が認められたのであろう。

第(4)項 「預り札」の交換

徳山に於ては、正銀一匁に付錢一〇〇文の交換比率であったことを示す。萩の一三〇文に比べ、七〇文も多く錢を必要としたのは、それだけ徳山では正銀の取得が難しかったことを示す。「預り札」發行の当初の文政二年十二月藩士に貸与された「預り札」は一匁につき八〇文遣いで計算されていたことから判断すると、天保三年の頃には正銀と錢の交換比率は倍以上の正銀高となったことになる。

(二) 「預り札」大下値とその原因

「天保三辰ノ三月頃徳山札沢山にて大下値、札壹匁正錢第(1)項二十四文位相場なり。

然ルハ、徳山欲臣〇〇〇〇〇ト言もの、一三三年跡に押隠第(3)項

居に合居しを、去年日向守様江戸より御帰着迄第(3)項ひ被仰付、何かな上趣功トおもひ民百姓の苦しみもかへり不

見、札を沢山拵へ新開作築候故、札多く、金銀錢無之、領分は不及申他領まで大難渋をす、札元野村・磯部の両家奥の百姓軒十八罷出掛合。其の中何者がしたりけん、

〇〇〇〇〇〇出し、奈古屋図書をだされぬをうらんで

沓ばんの家老も有るに

日向殿〇〇出したは玉の大疵

殿様の返歌に我が心を民百姓不知下有りて直様

沓文や二文にかかるくめんだに

玉の疵トハしらぬ民たち

第(1)項 当初「預り札」一匁は、「八〇文遣い」とされていたから二十四文は大変な値下がりである。また、前記正銀一匁・二〇〇文の約十分の一である。

第(2)項 八代藩主広鎮「藩政を執ること前後四一年、その間藩の財政には一張一弛があつて、その経理に最も苦心したが、しかもよく意を治民に用ひ、文武を奨励して倦まなかつた。天保七年城主格公称三万石から四万十石」
「市史」より

第(3)項 値下がりの原因を、新開作工事のため根金銀がないのに、多量の札を発行したからだという。このことについて、「市史」の「藩札」の項には全くその記載がない。「市史」では、値下がりの原因を贖札の急激な出回りとするが、果たしてその真相はどうか。

「市史」の「石高の変遷」の項の開作の表の中に
天保三 浜崎西開作 面積無記入 藩直営

道源沖開作 面積無記入 藩直営

浜崎東開作 面積無記入 藩直営

浦開作 塩田二一八反五二七

藩宮玉井右源太監督

の四件が記載されている。

正保元年から明治三年までの開作三七件の内藩直営とされているのは、この天保三年の四件のみで、外は皆民営であり、開作の面積の記入がないのもまた例外的である。開作費の財源はどこに求められたのであろうか。

同じく、「市史」の宝暦元年以後の借銀高表によれば、「天保三年借用高二〇〇貫 要項無記入借入先雑喉屋」とあり、これがその財源であつたとも推測されるが、ここでも例外的に、要項の欄に使用目的が記入されていない。因みに、天保年間にはこの外十件総額一、九〇〇貫の借入が記載されているが、いずれも「城主格昇格につき借用銀・公役料調達」等の要項が記入されている。

天保三年の開作だけ何故直営なのか、その面積の記入、借用銀の要項の記入が無いのは何故か、興味のある問題であるが、「市史」のみによつては、その真相を知ることができない。当時の人が「預り札」の天下値の原因を「札を沢山拵へ新開作築候故、札多、金銀銭無之」としたのは、

証拠のないことではなからう。

(三) 民百姓のころ

「民百姓ハ私の百姓ニ不有、誠に禁裏の百姓なるに、過ル文化元子ノ年豊後宇佐ハ勅使ノ節、摂州・備前ノ百姓等雨天ノ砌、雨にうたれ拝見す。頻あわれんで、則廻文まわる。

文言二曰

勅使御通行筋拝見ニ罷出候もの、雨天の節ハぬれた様子

上二も御心ヲ痛しめられ候ニ付、御公趣不札等之儀無之候ハツ、笠ハ苦からず、国民の儀ハ、禁裏御所ニも

至而御滞節(大切)被思召候

右今迄通百姓迷惑有之候而ハ、徳山御領ハいかが相成哉と案じ、ここに写之。」

当時の民百姓の心情が知れる興味ある文章である。何かの書き物を写したとあるが、徳山藩に挟まれた櫛ヶ浜に居ればこそ、民百姓の心の離反が切実に感じられ、心配のあまりこの様な文書をのこしたのであろう。

(四) 責任者の処分と忠臣の死

「其後徳山札巻宛、十五・六文より十二文迄相成、地下商人迷惑大方ならず。其外も右に順ず。天保四巳冬より午

(五年)ノ春迄小百姓ニ至る迄、五石高持居候ものにも十石言附、不調者ハ罷出、止部戸打せ、地下百姓迄大難儀、然ル処ニ〇〇〇〇〇〇〇〇入候。江戸歸りにても無別条相勤め居候処ニ家老栗屋□□大通りへちつ居、重罪人〇〇〇〇〇〇ハ野島へ遠島、相役四・五人押隠居。是ハ忠臣増野某言人、御前へ直言上三日三夜卜言。宅へ帰り死スト言

右ハ天保五年八月より十月迄

天保五年八月十一日御前直様被沙汰候ハ、奈古屋圖書殿へ隠居御□□ひ、是ハ徳山免□□成べしと悦び大方ならづ……」

「預り札」は紙くず同然となり地下商人は大迷惑、年貢の取り立ては倍増して地下百姓迄大難渋。この大ピンチに死を賭して直言したのが忠臣増野某。天保三年の開作を企画実行して経済を大混乱に陥れた人物は重罪人となった。この人物もまた藩の利益を計って実行したことが不測の結果を招いたのであろう。

いずれにしても、徳山藩の失敗のために被害を受けた櫛ヶ浜の住民の感情は穏やかではなかったであろう。

(五) 天保一揆の記録

本論とは関係無いが、喜右衛門が書き遣した天保一揆の

記録と萩の落書を紹介しよう。

「天保二年卯七月二十七日 周長両国騒動。

山口・宮市ヲ打崩シ始マルナリ。

同九月二日徳山領夜ジ市ヨリ発。

右騒動ニ付御上ヨリ十月上旬、地下困窮ト有之、御救米被下候御沙汰相成り、人別七合五勺、十四才以下五合宛被下候処、百姓町人杯ハ噂評議イタシ、ササヤキケルハ、コレハ

大公儀エノ御申訳ニモ可有之ナレドモ、「北条時頼エ北条家仏事ヲ青研左衛門示尉藤綱ガ牛ノ川中エフンヲセシ言問同クト言」御救米被下候ハ春夏七八月迄テナリ、難有事ナレドモ、百姓ノ秋ノ庭ニ小百姓タリトモ米ノ忒斗ヤ三斗ナニホドノコトヤ有ト評判ス、尤上ヲソシルコト恐ルベシ恐ルベシ」

(六) 萩落書

「今般御両国百姓共諸所より颯立、種々之狼籍仕候処、此節漸相静り候段、偏に御仁恵之厚キ故、孰も有難かり候。依て、国中より酒十荷鯛十折献上仕候。

目録左之通

お江戸へ御隠居進め樽

役人こわして貰ひ鯛

御朱殿御普請其残樽

費へを下へ貰ひ鯛

武士道捨て宥樽

御威光聞せて貰ひ鯛

願ひハないかとおいしや樽

督促止てもらひ鯛

よわみを附込ほこり樽

百姓ひしいて貰ひ鯛

徒党頭取いたし樽

囚人早ふ殺し鯛

即興至極に殺し樽

代官替て貰ひ鯛

留と大市にすられ樽

入銀戻して貰ひ鯛

颯立て後悔いたし樽

百姓静りお目出鯛

百姓すかして引せ樽

願ひを叶て貰ひ鯛

おわりに

本稿書き始めの九月にNHKのラジオ第2放送の「歴史を読む」の番組で、大坂のある人物が長年にわたって書き

続け、「浮世の有様」と名付けた文書についての放送を聞いた。ある大学教授の解説で三〇分四回シリーズの放送であったが、そのうちの一回は「浮世の有様」でも特別に詳しく書いてある防長の天保一揆に割り当てられた。一揆の原因は藩が各所に物産会所を設け、ここで農民の産物を安く買いたたいたこととし、一揆も周到に計画され整然と実行されたと書いてある様に聞いた。この放送では山口県の歴史書に書いてあるような皮革の一件は全く触れられなかった。多少の聞き違いはあったかと思うが、地下の記録と官製の記録の見方の相違を強く感じた。

私がおここに紹介した村井喜右衛門の覚書は徳山藩の人では決して書けなかつたであろう。尚この報告は村井家の了承を得て紹介するものである。

(平成三年九月二八日例会発表)

会員短信

①

「戸田ふるさと紀行」の発行

この程会員河野茂氏は題記を刊行。これは戸田地区で昭和六〇年以降数回、氏の案内で実施した郷土史探訪会で訪ねた、地区の神社・寺院・史跡等の由来・歴史的价值・伝承を、解説された資料を整理して出版されたもので、記載事項は同氏外二氏が昭和五七年刊行の「ふるさと物語」の中の、「戸田地区」の章で担当発表されたものがベースになっていると思われるが、項目・内容ともに大幅に加筆されていて、その後の氏の旺盛な意欲と研究の結果を感じさせる。

本書にもあるが当地区は平安期から「戸田令保」と古文書に記され、当時は都濃郡内で著名な集落であったことが推察できるが、中・近世代を経てその全体像が把握できるのは、江戸期の「地下上申」「風土注進案」の時代で、その間にどの様な変遷があったのだろうか。これを補う資料が出現しないものだろうか。本書は紀行案内を主眼にしたもので、内容も断片的即物的な記述となっているが、発見される新事実・資料等を織り込んで追加・修正され、より充実した戸田郷土史入門書となることを望んで止まない。

(A 5 44頁)

(三浦)